

「聖徳太子の都市計画」案の課題

－高飛車に出した仮説が宙に舞い－

酒 井 龍 一

はじめに

本稿では、「聖徳太子の都市計画」案（酒井2006「文化財学報第23・24集」奈良大学文化財学科）の課題を記す。発掘の進展を踏まえ、後日、適切に改案する。

酒井モデル2006

「酒井モデル2006」（第1図）に関し、私見はBである。

- A：都市計画はない。 →廃棄
- B：概ね妥当である。 →改案
- C：基本的に異なる。 →別案
- D：その他。 →新案

厩戸王と聖徳太子

両者に関し、私見はBである。

- A：厩戸王は実在だが、聖徳太子は捏造である。
- B：厩戸王が没後に聖徳太子と称される。
- C：厩戸王が生前から聖徳太子と称される。
- D：その他。

推古朝の方格地割

飛鳥と斑鳩に関し、私見はBである。

- A：両方ともない。
- B：両方にある。
- C：飛鳥だけにある。
- D：斑鳩だけにある。
- E：その他。

斑鳩の西偏方格地割

西偏方格地割（約20度）に関し、私見はBである。

- A：方格地割はない。
- B：聖徳太子の都市計画による（+馬子による飛鳥西偏方格地割も同様）。
- C：条里制に先行する代制地割である。
- D：その他。

全体枠組

全体枠組（東西20スパン×南北15スパン）に関し、私見はBである。

- A：枠組自体がない。 →廃案
- B：概ね妥当である。 →改案
- C：基本的に異なる。 →別案
- E：その他。 →新案

基本Y軸

方格地割のY軸（西偏約20度）に関し、私見はBである。

- A：方格地割はない。
- B：都市計画の基本Y軸である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

基本X軸

基本Y軸に直交する基本X軸に関し、私見はBである。

- A：方格地割はない。
- B：都市計画の基本X軸である。
- C：別案が必要である。
- E：その他

基本単位

方格地割の基本単位（間隔：スパン）に関し、私見はBである。

- A：方格地割はない。
- B：高麗300尺（約106m）である。
- C：令制50歩（300少尺 約87.9～88.8m）である。
- D：その他。

筋違道

飛鳥－斑鳩を結ぶ筋違道（太子道）に関し、私見はBである。

- A：推古朝に筋違道はない。
- B：推古朝の幹線道路（幅20m以上）である。
- C：推古朝の通例の道路である。
- D：その他。

筋違道の北端

筋違道の北端に関し、私見はBである。

- A：推古朝に筋違道はない。
- B：高安付近である。
- C：岡本宮（法起寺下層）である。
- D：その他。

都市計画と筋違道との関係

両者の関係に関し、私見はBである。

- A：都市計画はない。
- B：両者は関係する。
- C：両者は関係しない。
- D：その他。

都市枠組と筋違道の連結

両者の連結に関し、私見はBである。

- A：都市計画はない。
- B：筋違道は枠組全体の東南端で連結する。

C：筋違道が枠組全体の東辺となる。

D：その他。

都市計画の西辺

都市計画の西辺は藤ノ木古墳付近との想定に関し、私見はBである。

A：都市計画はない。

B：概ね妥当である。

C：別案が必要である。

D：その他。

都市計画の北辺

北端が岡本宮付近との想定に関し、私見はBである。

A：都市計画はない。

B：妥当である。

C：別案が必要である。

D：その他である。

都市計画の南辺

稲葉付近の斜行道路東方が都市計画の南端と関係する想定に関し、私見はBである。

A：都市計画はない。

B：概ね妥当である。

C：別案が必要である。

D：その他。

北の横大路

富雄川から東方に延びる北の横大路に関し、私見はBである。

A：推古朝に北の横大路はない。

B：推古朝の幹線道路（幅20m以上）である。

C：推古朝の通例の道路である。

D：その他。

都市計画と北の横大路

両者の関係に関し、私見はBである。

- A：都市計画はない。
- B：関係する。
- C：関係しない。
- D：その他。

斑鳩横大路

斑鳩宮（法隆寺東院下層）南側の斑鳩横大路（仮称）に関し、私見はBである。

- A：そうした道路はない。
- B：幹線道路（幅20m以上）である。
- C：通例の道路である。
- D：その他

斑鳩横大路と「聖徳王の宮の前の路」

斑鳩横大路が『日本霊異記』（下巻縁第16）の「聖徳王の宮の前の路」に該当するとの案に関し、私見はBである。

- A：斑鳩横大路はない。
- B：妥当である。
- C：新池－上宮遺跡公園の北側の道に該当する。
- D：その他。

斑鳩横大路と龍田神社北側の旧街道

両者の関係に関し、私見はBである。

- A：斑鳩横大路はない。
- B：関係する。
- C：関係しない。
- D：その他。

都市計画の中心Y線

その位置に関し、私見はBである。

- A：都市計画はない。
- B：斑鳩宮付近である。
- C：斑鳩寺付近である。
- D：その他。

都市計画の中心X線

その位置に関し、私見はBである。

- A：都市計画はない。
- B：斑鳩横大路である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

王域と諸妃域

都市計画の東半は王域、西半は諸妃域との想定に関し、私見はBである。

- A：都市計画はない。
- B：概ね妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

一般居住域（都市域）

東半は諸妃宮を含む一般居住域（都市域）との想定に関し、私見はBである。

- A：都市計画はない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

諸寺等の下層

法輪寺・法起寺・旧中宮寺・鮑浪宮（称徳天皇時）の各下層や高橋（小字）に推古朝の居宅（妃宮等）が存在す

るという想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

都市計画の中核

都市計画の中核に斑鳩宮・斑鳩寺・中宮を位置づける想定に関し、私見はBである。

- A：都市計画はない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

西城南区

主に水田・園地などの耕作地（所領）との想定に関し、私見はBである。

- A：都市計画はない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

西域北区

そこは専ら丘陵で、主に山林・園地などの所領との想定に関し、私見はBである。

- A：都市計画はない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

基本施設の用地面積

斑鳩宮・斑鳩寺・中宮・岡本宮・法輪寺下層・鮑浪葦垣宮・高橋本宅など、基本施設の用地面積は600尺（約212m）四方との想定に関し、私見はBである。

- A：個々で異なる。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

斑鳩宮

法隆寺東院（夢殿北方）下層に斑鳩宮（1期：厩戸王・2期：山代大兄王）が存在するとの想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：斑鳩宮である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

斑鳩宮の北溝

斑鳩宮の東・南・西溝の一部は確認されているが、北溝に関し、私見はBである。

- A：溝はない。
- B：溝はある。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

斑鳩宮の南面中央路

斑鳩宮の南面中央路に関し、私見はBである。

- A：中央路はない。
- B：南区横大路まで長く延びる（?）。
- C：想定とは大きく異なる。
- D：その他。

斑鳩寺と現法隆寺

斑鳩寺（若草伽藍）と現法隆寺の関係について、私見はBである。

- A：両者は共存する。
- B：前者の焼滅後に後者が建立される。

C：別案が必要である。

D：その他。

斑鳩寺の範囲

斑鳩寺（旧法隆寺）の中軸Y線の東西は各300尺（約106m）との想定に関し、私見はBである。

A：東側は300尺だが、西側は47m（西柵まで）である。

B：東西とも300尺（計600尺）である。

C：別案が必要である。

D：その他。

斑鳩寺の南面中央路

南面中央路に関し、私見はBである。

A：中央路はない。

B：南区横中路まで延びる（現法隆寺の長い参道に該当）。

C：想定とは大きく異なる。

D：その他。

斑鳩寺北・西側の建物群

斑鳩寺北・西側に建物群があるとの想定に関し、私見はBである。

A：ありえない。

B：妥当である。

C：別案が必要である。

D：その他。

斑鳩宮と斑鳩寺の間の流路

両者間（間隔は100尺）に南北流路があるとの想定に関し、私見はBである。

A：ありえない。

B：妥当である。

C：別案が必要である。

D：その他。

斑鳩宮と中宮間の流路

両者間に南北流路（片野池から南下）があるとの想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

中 宮

旧中宮寺下層に中宮（菟道貝鮪皇女・橘大郎女）があるとの想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

中宮の面積

用地面積は600尺（約212m）四方との想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

中宮の方位

造営当初の方位（基本Y軸）に関し、私見はBである。

- A：南北方向（≒条里方向）である。
- B：西偏約20度である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

岡 本 宮

法起寺下層に岡本宮（刀自古郎女）が存在するとの想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

都市計画と岡本宮の位置

岡本宮の位置に関し、私見はBである。

- A：都市計画はない。
- B：計画より南側に造営される（北側が丘陵）。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

岡本宮の面積

用地面積は600尺（約212m）四方との想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

岡本宮の南面中央路

岡本宮に南面中央路があるとの想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：妥当である（幅約10m）。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

法輪寺下層の居宅遺跡

法輪寺下層に居宅遺跡があるとの想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：妥当である（膳氏・麿戸王の妃に関係？）。
- C：別案が必要である。

D：その他。

都市計画と法輪寺下層遺構の関係

その位置と方位に関し、私見はBである。

- A：都市計画はない。
- B：計画とは位置・方位を変え造営される（東西に流路）。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

北区横中路

法輪寺下層遺跡（？）と法起寺下層遺跡（岡本宮）を連結する北区横中路（仮称）が存在するとの想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：妥当である（幅約10m）。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

都市計画と北区横中路の関係

北区横中路の位置と方位に関し、私見はBである。

- A：そうした道路はない。
- B：計画とは位置・方位を変え設定される。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

鮑浪葦垣宮

上宮遺跡下層が鮑浪葦垣宮（膳善岐々美郎女）との想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

飽浪葦垣宮

その用地面積は600尺（約212m）四方との想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

膳本宅

富雄川の東側、高橋（小字）に膳本宅が存在するとの想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

東域中央縦中路

法輪寺下層遺跡（？）・岡本宮－中宮－飽浪葦垣宮・膳本宅を結ぶ連結路の存在に関し、私見はBである。

- A：存在しない。
- B：存在する（幅約10m）。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

富雄川の橋

飽浪葦垣宮と膳本宅の間に橋（富雄川）が存在するとの想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

推古朝の諸池

桜池・天満池・片野池は推古朝から存在するという想定に関し、私見はBである。

- A：ありえない。
- B：妥当である。
- C：別案が必要である。
- D：その他。

おわりに

以上、「聖徳太子の都市計画」(酒井2006)の改良案を目指し、簡略に課題を記した。斑鳩の里における万全の発掘調査と保護対策を期待する。

斑鳩へ真っ赤な柿の旅に出る

鹿戸の野望受け継ぐ男あり

B型の男 奇策に夢をかけ

大胆な仮説 大胆だけのこと

高飛車に出した仮説が宙に舞い 龍一